

参議院大蔵委員会会議録第十号

昭和三十一年三月十五日(木曜日)午前
十時五十三分開会

委員の異動

三月十四日委員川村松助君及び平林太
一君辞任につき、その補欠として大矢
半次郎君及び大野木秀次郎君を議長に
おいて指名した。

出席者は左の通り。

委員長 岡崎 眞一君
理事 山本 米治君
土田国太郎君

委員

青木 一男君
青柳 秀夫君
大矢半次郎君
木内 四郎君
菊田 七平君
白井 勇君
西川甚五郎君
藤野 繁雄君
大田 勝正君
小林 政夫君
木村禎八郎君

政府委員

大蔵省主計局次長 宮川新一郎君
大蔵省主計局法規課長事務代理 中尾 博之君
大蔵省管財局長 正示孝次郎君
食糧庁長官 清井 正君
水産庁次長 岡井 正男君
事務局側
常任委員 木村常次郎君
会専門員

説明員

大蔵省主計局主計官 上林 英男君
会計検査院事務総局長 小峰 保栄君

本日の会議に付した案件

○食糧管理特別会計の昭和三十年度に
おける損失をうめるための措置に關す
る法律案(内閣提出、衆議院送付)

○国有財産法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

○漁船再保険特別会計における給与保
險の再保険事業について生じた損失
をうめるための一般会計からの繰入
金に關する法律案(内閣提出、衆議
院送付)

○物品管理法(内閣提出)

○委員長(岡崎眞一君) これから委員
会を開会いたします。

議事に入るに先だつて、委員の異動
について御報告いたします。昨十四日
付をもって委員川村松助君及び平林太
一君が辞任され、補欠として大矢半次
郎君及び大野木秀次郎君が委員に選任
されました。

それでは、本日はまず、食糧管理特
別会計の昭和三十年度における損失を
うめるための措置に關する法律案を議
題といたしまして、質疑を行います。

○木村禎八郎君 食糧の關係でインベ
ントリー・ファイナンスをやつた百億
の取りくずしの問題ですが、この際、
伺つておきたいことは、これまではイ
ンベントリー・ファイナンスをドッ

ジ・ラインのときやりましたが、あれ
がいわゆる過去の蓄積資金となつてお
りますね。外為、貴金屬特別会計、前
に産特の方にあつた、今そういうイン
ベントリー・ファイナンスによるいわ
ゆる過去の蓄積資金はどのくらいに
なつていますか。どういふ会計に幾ら
くらいあるか、この際、明らかにして
おいていただきたい。

○政府委員(宮川新一郎君) はなはだ
恐縮でございますが、ただいま資料の
持ち合せがございませんので、電話で
照会をいたしまして、至急取り寄せる
ようにいたします。

○木村禎八郎君 私は、ずっといられ
ないものですから、資料でいいですか
ら、会計別に金額を明らかにして、い
わゆる過去の蓄積資金とこれまで言わ
れたものはどのくらいになつていま
るか、できれば、最初インベントリー・
ファイナンスが行われて以後それがど
ういふ変化を來たしているか、その経
過も明らかにしてもらえればいいので
すが、あれで國債償還をやつたり、い
る変化しておりますから、あとで資
料としてお出し願ひたいと思います。

○政府委員(宮川新一郎君) 了承いた
しました。ちょっと遅れますけれど

○木村禎八郎君 それからこの前御質
問したんですが、この法律だけで百億
のインベントリーの金を食糧特別会計
の欠損の穴埋めにしてしまふという処
理の仕方についてどうもまだ納得いか
ないんですが、いろいろ私も考えてみ

たんですが、私が納得いかないのはこ
ういふ点なんです、主として財政法
十四条、これはもう私が言うまでもな
いんですが、「歳入歳出は、すべて、
これを予算に編入しなければならな
い。」、いわゆる總計予算主義をとつ
てゐるわけですね。なぜかういふ總計
予算主義をとつたかといへば、これは
国会における財政監督を容易ならしめ
る、また一國における予算執行の責任
を明らかにする、そして財政の全貌
を明らかにして理解を容易ならしめ
る、かういふ趣旨からの總計予算主義
をとつておるわけですね。これは日本
ばかりじゃありません。各國とも今言
いましたような趣旨から總計予算主義
をとつてゐるんですね。そういう点か
らいきまして、あれは運転資金として
出しているんです、短期運転資金です
よ。本来ならば食糧証券を發行してあ
れはまかなつていいものである。そこ
ろがドッジ・ラインのとき、この間、
申しましたように、短期の食糧証券で
も、インフレを一挙にとめる場合に
は、やはり短期のインフレ要因を断た
なければならぬといふので、外為会計
でも借入金で見合ひの爲替といふもの
があるんですから、金融でよかつたわ
けですがね、ところがわざわざあの
ドッジ・ラインのとき税金をもつて短
期資金をまかなつたでしよう、短期
融資なんです、性格はね、商品ある
いは爲替といふものと並びに貴金屬とい
うものが見合で出されてゐるんですね。
そういう性質のもので、あれは本来な

らば、短期のもので、インフレ
が終息したならこれは一般会計に移し
て、あれは何かの財源に充てるべきも
のなんです。そして食糧に赤字が
あつたら別途また一般会計から赤字補
てんとして出すべきものだ。そうすれ
ば経理は明らかにあります。總計予算
主義の上からいつてこれはその趣旨に
合ふんです。今度のようないふ処理の仕
方では、これはどうも明瞭でないん
です。財政の全貌を明らかにして理解
を容易ならしめ、予算執行の責任を明
らかにする、そういう点からいつて、
どうもかういふ処理の仕方では私はい
けないんじゃないか。國家間の、國の
間の経理のあれですから、かういふ食
糧特別会計の法律を、一片の法律を
ちよつとつかればそれで済んでしま
うというやうな形のものでないと私は
思うのです。かういふ処理の仕方は、
処理がいい悪いは一応別として、こ
ういふ処理の仕方は、私は財政法の精神
に反してゐるんじゃないか。それで、
もし、かういふ処理をしようと、今度は
百億のインベントリーは一応歳入に立
てるでしよう。そうすると予算規模が
大きくなるので、予算規模が大きくな
るのを避けるためにこつしたんではな
いかといふふうに思われるのです。食
糧特別会計の処理ばかりでなくて、最
近の傾向として、なるべく財政規模の
見えないように見えないように、本来
ならば、今まで一般会計に項目を立て
たのを、それをはずして特別会計の方
へ立てる傾向が多くなつてきてゐる。

余裕ができる計算になったのであります。そこで私どもは、そういうような状況でありまして、なお農業団体が政府に対して生産者が売り渡すようにということをお願いいたしますが、なお特別の制度をした方がよろしいということと先般実施いたしましたわけでございますが、その場合におきまして、私も、私どももいたしましては、このくらいの数値を目標にするという数字は示してないのであります。幾らでも出せるものがあつたら出してもらいたいということと団体等にも実はお話を申し上げておるわけでありまして、政府といたしましては、このくらいの数値が目標であつて、その目標の数値を集めてくれということは何ら示してないのであります。できるだけやってみてほしい、こういうことを実は申し上げておるわけでありまして。

○藤野繁雄君 それから澱粉の問題ですが、食糧特別会計の昭和三十年度補正予算の数字を見ても、カンショ澱粉の十貫当りの値段は千七百四十八円、三十一年度の予算書を見てみますと十貫当りが千七百七十一円、それから農産物価格安定法から割り出した金額は、私の知り得たところでは、カンショ澱粉が千七百八十円くらいに思つておるわけですが、この値段が適当な値段であると仮定しましたならば、現在の値段はどのくらいに値段で取引されているか、その現在の取引価格を承わりたいと思つております。

○政府委員(清井正君) 現在の取引価格の実態につきましては、ちょっと詳しく数字的に存じておりませんが、ただいまの御指摘の数字につきましては、先般三十一年度の農産物価格安定法

に基きますところの他の澱粉の買い入れ価格の基準価格を計算いたしました。その基準価格に基きまして、御承知の通りに買い入れ価格をきめるわけでございますが、買い入れ価格をきめます場合におきまして、運賃あるいは農業団体の事務調整に関する費用等を計算いたしております。従つて、千算できまして基準価格と、実際の買い入れ価格が、実際において違つておるの御承知の通りであります。そういう価格をきめまして、また二月より買い入れを実施いたしておるわけでありまして、御承知の通りのような一部澱粉の生産地方におきましては、この基準よりもまだ下回つておるといふような状況が実はあると聞いておるのであります。現にそういう状況であります。私どももいたしましては、この価格につきましては適正な価格と思つておりまして、けれども、現実にはこの価格以下になつておるといふことがありますれば、実際問題として非常に問題があるわけでありまして、ただいま申し上げるわけにいたしました数字をできるだけ活用いたしまして、これは大幅に買い入れを実施いたすことによりまして、現在少くとも澱粉の市価が政府の指示価格までには引き上げるといふことを要する。なおさらに澱粉の消費等をさらに増進いたしまして、あるいはブドウ糖のこともございまして、水あめ等の生産ということもありまして、いろいろいたしまして、基準価格を上回らしめるということをやることが、農産物価格安定法の本来の建前でございますので、そういう点に持つていきたいと思つております。ただいま申し上げる努力いたしております。買い入れ

価格については目下相談をいたしておるような状況でございます。○藤野繁雄君 今指示価格を維持するためにせつかく買い入れ中というお話を承知しておりますが、昭和三十一年度の補正予算と三十一年度の予算を見てみまして、その数量は、カンショ澱粉、バレイショ澱粉合せて千九百万貫、約二千万貫である。そしてカンショ澱粉及びバレイショ澱粉の予算の金額を見ても、約三十四億七千万円くらいあるわけでありまして、約二千万貫、三十四億七千万円で政府の指示価格に達するといふお見込みでありますかどうか、それをお伺いしたい。

○政府委員(清井正君) 私どもはそうありたいと思つておるのであります。ただいま御指摘のような数字でございますが、これは二月から買い始めをいたしております。例年ならば四月から買いのりでございますけれども、これは非常に生産が多いので、二月に繰り上げをいたしたようなわけであります。そこで二月より二月、三月、四月、五月、六月と、大体三、四カ月で買つつもりでございまして、御承知のようにその期間におきまして、ただいま御指摘のありましたような数字を……さらに切り上げをいたしております。切りばしは約五百三十万貫でございます。これはあるいは買つことになつるかどうか、ちょっとわかりませんが、けれども、切りばしの数字もございまして、合計いたしますと二千万貫以上の数字になるわけでありまして、これらの数字を活用いたしまして、ただいま買い入れを実施いたしておるわけでありまして、御指摘の通り最近の状況が政府の価格を下回つておる状況にございま

すので、できるだけこの数字を繰り上げまして買い入れを実施いたしておるわけでありまして、もしもこの数字によつてなおかつ目的を達することができない、価格が相当下回つておるといふ状況がございすれば、元来その法律は価格安定のための法律でございますので、私も、私どももいたしましては、できるだけ当初の目的を達成せしめるように、すなわち価格を安定せしめるように買い入れを実施していきたい。もしもこの数字でもつて価格の安定ができません、さらに数量をふやしまして、買い入れを実施する。そのために予算措置が必要でございますが、私はそういうふうに考えまして、この目的を達成するために買い入れの数量を必要限度まで広げる用意があるわけでございます。ただ私どももいたしましては、現在はこの数字でやつていけるものと確信いたしております。もしもそういうことができない場合におきましては、適當の措置を講じまして、必要とするものはさらに買い入れをしていきたい、こう考えております。

○藤野繁雄君 ただいまの御答弁の通り、価格の安定のために善処をお願いしまして、私の質問を打ち切ります。○委員長(岡崎一君) ただいま議題となつております食糧管理特別会計の昭和三十一年度における損失をうめるための措置に関する法律案の質疑はこの程度にいたします。

○委員長(岡崎一君) 次に、国有財産法の一部を改正する法律案を議題とし、事務当局より補足説明を聴取いたします。○政府委員(正示啓次郎君) それでは

先般当委員会に御提案申し上げました国有財産法の一部を改正する法律案につきまして、簡単に補足説明を申し上げます。

お手元に新旧対照表をお配りいたしておるはずであります。きわめて簡単な内容になっております。内容は三つだけございまして、まず第二条におきまして「船舶、浮標、浮きん橋及び浮ドック並びに航空機」この「航空機」をつけ加えておる点が第一点でございます。この点は、別途御提案申し上げまして御審議をいただいております物品管理法の制定に伴ひまして、国有財産として管理するものと、物品として管理するものとの範囲につきまして調整を加えておるのでございまして、その関係から、従来国有財産として扱つて参りました物品のうち、たとえば「事業所、作業所、学校、病院、研究所その他これらに準ずる施設においてその用に供する機械及び重要な器具」といふようなものを、これを国有財産からはずしまして、物品管理法の対象にいたすことになりまして、この関係から申しますと、むしろ国有財産の範囲は縮小されたわけであります。これに反しまして、ただいま申し上げました航空機は、従来国有財産として扱つていなかったものでございまして、この実態は御承知のように、船舶等と同じように不動産に準ずる性質を持つておりますので、この際はつきりと国有財産法の中に規定をいたそう、これが第一点でございます。

それから第二点は、第五条の二という一条を新設いたしました。第五条の二は「二以上の各省各庁の長において使用する行政財産のうち統一的に管理

最後に第三点といひましては、第十四条に六号を設けたわけでありませう。これは行政財産を他の各省各庁の長に使用させようとするときに大蔵太

以上簡単でございますが、今回の改正の各点につきまして、その趣旨を申し上げたわけでございますが、何か御疑問がございますれば、御質問いただきましてお答え申し上げたいと思ひます。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長（岡崎眞一君） 異議ないと認
めます。

それでは討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べをお願いいたします。——別に御意見をないようであります。――討論は終局したものと認めて御異議ございません。

それでは、これより採決に入ります。
国有財産法の一部を改正する法律案
を議題といたします。原案通り可決す
ることに賛成の方の挙手を願います。

○委員長(岡崎圓一君) 全会一致であります。よつて本案は、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則によりまして、本会議における口頭報告の内容、議長に提出すべき報告書の作成等につきましては、慣例により委員長に御一任を願ひとう存じます。御異議ございませんか。」

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(岡崎眞一君) 異議ないと認めます。よつてさうに決定いたしました。

委員会の報告書に多数意見者の署名を付することになっておりますから、本案を可とされた方は、順次御署名を願います。

大矢半次郎	山本 米治
土田国太郎	青木 一男
青柳 秀夫	木内 四郎
菊田 七平	白井 勇
西川甚五郎	藤野 繁雄
天田 勝正	小林 政夫

○委員長(岡崎眞一君) それでは次に、漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案を議題として質疑を行います。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(岡崎眞一君) 御異議ないものと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。——他に御発言もなければ討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

認めます。それではこれより採決に入ります。漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案を衆議院送付の通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

贊成者举手

○委員長(岡崎眞一君) 全会一致であります。よつて本案は衆議院送付案通過可決すべきものと決定いたしました。なお本院規則によりまして、本会議における口頭報告、議長に提出すべき報告書の作成等につきましては、慣例によりこれを委員長に一任願ひと承存しますが御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(岡崎圓一君) 御異議ないものと認めます。よつてさように決定いたしました。

それから委員会の報告書に多数意見者の署名をすることになっておりますから、本案を可とされる方は順次御署名を願ひとう存じます。

大矢半次郎	山本
土田國太郎	青木 一男

青柳 秀夫	木内 四郎
菊田 七平	白井 勇
西川 甚五郎	藤野 繁雄
天田 勝正	小林 政夫

○委員長(岡崎眞一君) 次に食糧管理特別会計の昭和三十年度における損失をうめるための措置に関する法律案の質疑を行います。――別に御発言もないようですから、質疑は結局したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長（岡崎眞一君） 御異議

認めます。それでは討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひとう存じます。――別に御発言もないようでありますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(岡崎眞一君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決に入ります。食糧管理特別会計の昭和三十年度における損失をうめるための措置に関する法律案を衆議院送付案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

「贊成者舉手」

○委員長(岡嶋眞一君) 全会一致であります。よって本案は衆議院送付案簿通り可決すべきものと決定いたしました。慣例によりまして、本会議における口頭報告の内容、議長に提出すべき報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願ひとう存じますが、御異

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長（岡崎圓一君） 御異議ないと

多數意見者署名

○委員長(岡崎眞一君) 次に物品管理法を議題といたします。事務当局より補足説明を聴取いたします。

○政府委員(宮川新一郎君) 先般提案の理由を申し上げましたが、物品管理法案につきまして、補足説明を申し上げます。この点につきましては、要綱をお手元に差し上げてあると存じますが、簡単に御説明を申し上げます。

この法案は、國の所有または保管に係りまする物品の取得、保管、供用及び処分に関する基本的事項を規定いたしましたして、物品の適正かつ効率的な供用その他良好な管理をはかることを目的とするものでございます。この点は、財政法第九条第二項に、「國の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に應じて、最も効率的に、これを運用しなければならぬ」という趣旨に基いて規定したものでございます。御承知のように、従来、國の物品經理につきましては、明治二十二年に制定されました勅令でありまする物品会計規則がございます。すでに多年を経過いたしましたして、近時膨大かつ複雑になつております物

この法案の内容といふ

この法案の内容といたします。第一に物品の範囲及び分類を明らかにしたこととございます。第二に管理機関を整備したこととございます。

第三に、物品の需給計画、供用計画を設けて計画的な供用をはかりまして、その他、物品の管理の方法と基準を設けたことでございます。第四に、物品管理職員と使用職員の責任を明確にするにとりまして、金銭または国有

財産の經理に関する會計法あるいは國
有財産法と並立いたしまして、物品管
理制度を確立しようとするものであり
ます。以下さらに詳細に内容について
御説明申したいと存じます。

まず物品の範圍と分類につきまして

は、従来の物品会計規則の対象としておりますのは、国が所有する動産に限っておったのでありますが、今回の法案の対象となっております物品は、国が保有する動産及び国が供用のために保管する動産といたしております。

す。しかしながら、現金あるいは法令の規定により、日本銀行に寄託すべき有価証券及び国有財産法の対象となっております動産、すなわち船舶・浮ドック、浮標等につきましては、それぞれ会計法あるいは国有財産法という他の法令がございますので、これらにつきましては、他の法令の規定にまかす。

さらに国の保管いたしており

産につきましては、たとえば遺失物でありますとか、押取品でありますとか、担保品でありますとか、こういうものにつきましては、この物品管理法の規定いたしておりますたとえば需給計画を作りますとか、取得供用の手続で

ありますとか、処分の手続とかいうようなことを適用する必要がございませんで、保管の管理規定だけを適用することといえますと同時に、特別な物品、たとえば郵便切手でありますとか、印紙類でありますとか、貸付け物

さらに物品につきましては、その供用の目的に従ひまして、かつ予算の目的に反しないように分類を設けることゝいたします。

といはれておりますが、予算の目的に従つて分類することが、物品の適正かつ効率的な供用上、不適當と認められるものにつきましては、必要な範囲内で予算の目的をこえることも差しつかへないことといはれております。さら

に保管上必要に応じまして物品の細分類ができることとしたしております。

第二に、物品管理の機関としたしましては、各省各庁の長を物品の管理機関としたしまして、所管物品を管理させることになっておるのでございます。

すが、その委任を受けまして物品の管理事務を行う物品管理官と、物品の出納保管を行う物品出納官、物品の供用事務を行う物品供用官を設けております。なお国有財産法及び会計法の例に準じまして、大蔵大臣は、物品管理の

第三に、管理の方法と基準につきま

しては、この需給計画及び供用計画を立てることとしております。先ほど申しましたように、会計検査院の報告によりまして、物品の過大調達あるいは不急不要の物品の調達、効率的供用をいたしておらんとする弊がままござ

さいますので、物品の計画的な調達と供用をはかりますために、重要な物品、これは多量に取り扱うことを必要とする物品でありますとか、機械器具等を予定しておるのでございますが重要な物品につきましては、各省各

庁の長単位で、予算及び事務または事業を考慮いたしまして、毎会計年度の需給見積りを立てますほか、各物品の管理官単位に、各省各庁の長の承認を経まして、毎会計年度の物品の供用計画を作成する義務を課しております。

次に物品の取得につきましては、物品の取得をいたしますのは契約等担当職員でございますが、物品管理官が契約等担当職員に対して請求をしたときでなければ物品の購入をしてはならないとしております。これは

unnecessary purchase to avoid it, please do not
 do so. In such a case, please sign the contract.
 After that, the staff will take possession of the goods according to the order of the goods management officer.
 The goods will be accepted by the staff and stored in the warehouse.

次に供用につきましては、物品供用官が物品管理官に供用を請求いたします。

して、供用できなくなった物品でありま

すとか、あるいは供用の必要がなくなった物品等はすみやかに物品管理官に報告して、その物品管理官の命令によって返納いたすこととしたしております。

保管につきましては、物品は従来、たとえば国の倉庫があいております

のに倉庫料を出して民間の倉庫に入れますとか、あるいは倉庫が痛んでおりましてその中に入っておる米が腐ったとかいうようなことがございますので、物品は原則として国の施設において常に供用または使用ができる

ように保管しておかなければならない
こととしたしまして、さらに物品出納
官あるいは物品供用官からの報告その
他によりまして、修繕または改造を要
する物品があると認めたときには、物
品管理官が契約等担当職員に対しまし

て必要な措置を請求しなければならん
こととしたしてございます。

次に処分につきましては、各省各庁
の長の承認を経まして、不用の決定を
したものでなければ売り払うこととはで
きないこととしたしております。また

これと同様に、貸付につきましても、貸付を目的とする物品あるいは貸し付けても國の事務に支障を及ぼさないものでなければ貸し付けることができないことといはしておきます。

次に管理がえ及び分類がえの規定を

設けております。これはAの省とBの省で同じような土木工事を行なつて

おつて、同じような機械が必要であるという場合には、Aの省の工事が終りましてBの省の工事が始まるというときに、Aの省の機械を管理がえをするというようにすることによりまして、その財政負担の増高を避けて、物品を有効に使用するための規定を設けた次第でございます。すなわち効率的供用のために管理がえをしあるいは分類をかねて使用することができるといふこととしておるのであります。

次に物品の増減状況あるいは各年度末におきまして現在高を明らかにいたしまして、国がどれだけの物品を保有しておるかということも明らかにいたしますために、物品管理官、管理職員は、おのの帳簿を備へまして、必要な事項を記載する義務を課しました。各省各庁の長は、毎会計年度末重要な物品につきまして増減及び現在額報告書をお蔵大臣に送付いたしまして、大蔵大臣はこれに基づきまして総計算書を作成し、会計検査院の検査を経て内閣がこれを国会に報告することとしたのであります。これは国有財産法の規定と同様の規定でございます。

さらに弁償責任を課することいたしました。従来会計法の規定によりまして、軽過失につきましても物品管理官が弁償責任を負う。当時、管理官といたしましては、物品出納官だけでございまして、今回は物品出納官だけでなく、物品管理官、物品供用官も弁償責任を負うこととしたのであります。さらに従来は軽過失も弁償責任を負う原因に挙げられておつたのであります。今回は故意または重大な過失による場合にのみ弁償責任を負ふこととしたのであります。たとえば、この法

律の規定に違反いたしまして物品の取得を行いますとか、あるいは出納、保管、供用等の手続あるいは不用の決定処分等の仕方等につきまして法律に違反いたしたりいたしまして、国に損害を与へた場合には、会計検査院の検定に基づきまして損害を弁償しなければならぬこととしたのであります。なお、従来各省の取扱規程で定められておりました物品使用職員に対する弁償責任につきましても、この際、本法において明らかにいたしまして、故意または重大な過失によりまして物品使用職員が物品を亡失または損傷した場合に、その損害を弁償しなければならぬことを規定いたしております。

最後に施行期日につきましては、公布後八ヵ月以内において政令で定める日から施行することとしたのであります。が、何分新しい制度であります。し、相当の準備期間を要するため、かように規定いたしたのであります。が、なお長期間の準備を必要としたし、まする需給計画、供用計画あるいは年度区分による決算すなわち物品増減及び現在額総計算書につきましては、昭和三十一年度分から適用することとしたのであります。

簡単にございまして、以上をもちまして補足説明といたします。

○委員長(岡崎眞一君) 質疑を行います。

○青木一男君 供用という法律用語は、国家総動員法では使っておりませんが、会計系統の方では使つたことがないように思いますが、前に先例がありますか。

○説明員(上林英男君) ございません。

○青木一男君 第二条の第二項の定義

を見ましても、どうも私よくわからな。従来の使用という言葉は法律用語でありまして、使用と供用はどういうふうに通つて、どうして使用といふことを供用に直さなければいけないか、その理由を説明して下さい。

○説明員(上林英男君) 供用と申しますのは、平たく申しますと、使わせるという意味で用いております。従いまして使用させるというのがあるいは供用に當る言葉かと存じます。

○青木一男君 使用させるといつても、国家の公務員が使用する場合は、やはり國家が使用することに私は法律觀念としてはなと思つたのですが、どうしてそこを区別する必要があるのですか。

○説明員(上林英男君) 厳密に法律的に申しますと、供用と申しますのは、二項の規定にも定義がございまして、うに、目的に従い使用させるということ、それから中には売り払いをいたしますことがその物品の本来の目的であるという場合がございまして、そういう場合のこの法律上の術語といたしましては、供用という概念の中に取り入れたわけでございます。従いまして、使用させる、あるいは売り払いもしくは貸付も同じようでございます。貸付を目的とする物品につきましては、貸付をし、貸付をするという場合も、本来の國の用途に應じてましてその物品を使い、または処分させるという概念を使いまして、供用という言葉を用いましたわけでございます。

○青木一男君 その処分は、物によつては処分が目的である場合には処分といふはそれで済むように思ふのです。が、供用という言葉で処分まで

も含むということとは、むしろ法律用語としては非常に行き過ぎじゃないかと思ふがどうですか。

○説明員(上林英男君) まあいろいろ法律用語を使いますときには議論があることだと存じますが、立て方といたしましては、物品といふものは、その用途に應じて使い、あるいは処分する、要するに用途に應ずる管理を行なつていくという立て方で、この法律を作つておりますので、そういう概念から供用という言葉を作りまして、その概念規定をこの二項に作りましてわけでございます。

○青木一男君 この「國の事務又は事業の目的に従い、用途に應じて」といふことは、私はこれは當然なことじゃないかと思ふのです。国有財産である以上は、もしそれに反すれば法律違反であるのであつて、こういう目的に従い、用途に應じない使用という觀念が一体あるということをお前提にしておるのですか、どうでしょうか。

○説明員(上林英男君) それは前提といたしております。と申しますのは、物品会計規則と言いますか、ある意味では、非常に靜的な規定、出納、保管は出納命令官の出納命令によつて行なはねばならぬという程度のきつめて靜的な規定だけでございまして、ここにおきまして物品管理法におきましては、ある意味では、物品が金銭予算が物品に変わりましたのちも合目的に使用されるということを特に配慮いたしまして、物品の用途に應じて使つていくという大前提を掲げております。従いまして、たとえば分類の制度におきましても、その分類は原則としては予算

の目的に應じて設け、物を使います場合には、その分類に従つてその分類の目的に應じて使つていくというように配慮いたしております。従いましてその用途に應じない供用といふものはないというふうに考へております。

○青木一男君 私の伺つたのは、目的に従い、用途に應ずるのは當然であるから、それに應ずることのために一つのカテゴリーを作つていくことが觀念として成り立つかどうかということをお私は非常に不思議に思つたのです。

○説明員(上林英男君) まことにその通りでございます。

この物品管理法をずっと読んでいただきますと、特に法律で規定を要しないので當然の良識でもって処理さるべき問題ではないかという点ばかりを掲げております。ところが實際の問題におきましては、会計検査院の決算報告にもよく表れておりますように、當然守らるべき原則が守られていない場合が非常に多々ございまして、そういうような観点から、この物品管理法におきましては、いわば當然の原則というよりなこともこの法文上明定いたしまして、物品管理の基準を立てていくというつもりで書いてございまして、たとえば、先ほど宮川次長が御説明申し上げましたように、物品は原則として國の施設において良好な状態で保管しておかなければならないという規定がございまして、これはもう、だれが考えましても當然の原則でございます。しかしながら、たとえば会計検査院の決算報告を見ますと、自分の國の倉庫が置いておきますのに、わざわざ高い保管料を払いまして倉庫を借りたとか、あるいは當然、たとえば米なら米を入

れるべきでないような倉庫に米を入れておめらしてしまつたというような事例もございまして、そういう事態にかんがみまして、この物品管理法におきましては、あるいはある意味では当然と思われような規定も管理の基準といたしまして明定いたしておるわけでございます。

○青木一男君 まあ、十分研究してないから、まだはっきりしない点もあると思うのですが、この供用という概念が、新しい何か具体的なねらいがあつて、今まで国としてそういう点に規制がでなかつた新しい分野があつて、こう使つたのか、あるいは今までの使用とか処分ということとをただ包括的に言つたものか。何か新しい、今までの規定から漏れておつた事項をさうらうために供用という広い概念を使つたのか。それとも、今まででも漏れておらないのだが、ただ概念的に一本にするために供用という文句を使つたのか。そこは私まだはっきりしないのです。が、今まで何か規定上漏れておつたということがあると、それで供用という言葉でさうらつたということがあります。

○説明委員(上林英男君) 概念的には、今までも確かに物品はその用途に応じまして使つべきであるという概念はあつたと思ひます。しかしながら物品会計規則上におきましては明文上そういう規定はございせん。従ひまして、この法律におきましては、根本的に、物品は用途に応じ合目的にかつて効率的に使つていくという思想を貫いて書いてあります。そういうふうな観点から特に供用という概念を用いて明確化した、こういうふうな御了承願ひ

たいと思ひます。

○青木一男君 まあ、きようはこの程度にしておきましよう。

○天田勝正君 お尋ねいたしますが、この管理法を作る目的がいろいろ説明されましたけれども、その中に特に重要な点は、会計検査院の決算検査報告に徴しても云々ありまして、これは要するに会計検査院の批難事項に該当するようないふことがあつたということをお認めになつたことだと思ひますが、そこで私は、先ほどの御説明を聞きまして、今回物品会計規則からこの管理法に移すに當つていろいろ改正を行なつた。けれども説明によりまして、と、それらの改正だけではどこにも本的に会計検査院の批難事項に該当させなくなるという確たる方法が講ぜられておらないように考えられますけれども、はつきりこの、かつての物品会計規則から今回の法案によつてそれらの批難事項の発生を防ぎ得るという点はどこにありましようか。

○政府委員(宮川新一郎君) 大体会計検査院の決算報告によりまして批難事項に該当するものは、大別いたしまして、物品の過大調達、不急不要物品の購入が一つの範疇に入つております。この点につきましては、法律によりまして、毎年度各省の長が需給計画を立て、供用計画を立てまして、また物品の供用につきましては、今申しました需給計画、供用計画の範囲内で調達しなければならぬという規定が設けてありますので、これによりまして相当、物品の過大の調達、不急不要の調達といふものは避けられるのではな

いかと考えております。

品の効率的使用をしていないといふことがあげられております。これは五、十五条の規定によりまして分類がえ、管理がえの規定によりまして、相当効果をあげるのではないかと考えております。

第三の範疇に属しますものは、物品の保管方法が不完全であるという点でございますが、これは第二十二条の規定によりまして相当カバーできるのではないかと。

第四の範疇といつたしましては、物品の修理、改造が怠慢であつたという批難事項がございまして、これは第二十六條の規定によつてカバーできる。

第五に、使用可能物品の処分につきまして批難事項がございまして、これは第二十七條ないし二十九條の規定によつてカバーできる。かように考えております。

なおその他にも批難事項はございすけれども、大きなものは大別いたしましてそういう事項でございまして、この法律によりまして相当というう批難事項が減少するのではないかと、かように考えております。

○天田勝正君 私は端的に伺ひますが、たとへば先般起きました防衛庁関係の被服、これは明らかにここに説明されております必要以上の数量の物品を購入したり云々、ここに該当するわけである、毎年決算委員会あるいは農林委員会で問題になっております食糧の麻袋のごときも、それに該当するわけでありまして、あつた問題が起きたときに、一体何人が責任をとるのですか。

○政府委員(宮川新一郎君) 御指摘の点につきましては、物品管理官がこう

いうものを調達しないといふことを、物品を調達いたしました契約担当職員に請求するわけでございます。従ひまして、不必要なもの、過大なものをもし物品管理官が契約担当職員に請求いたしました場合には、物品管理官が責任を負ふことになりまして、さうでなく、物品管理官の請求がないにもかかわらず、物品管理官が購入いたしました場合は、契約担当職員が責任を負う、こういうことに相なるうと思ひます。

こういうふうに、需給計画あるいは供用計画を立てまして、またその供用計画の範囲内において物品管理官が調達をば請求するのでなければ調達できないこととするのであります、相当カバーできると思ひます。ただ上から下までたゞさんの人がおられて、だれが適正に作られるかどうかというものが適正に作られるかどうかというものと、さらにその法律問題を離れまして、實際問題といつたしまして、需給の見積りなり供用計画といふものが適正に作られるようにいたさねばならぬと考へております。

○天田勝正君 つまり私がかうなことを伺ひるのは、今でありますれば、麻袋事件であるとかあるいは軍服事件、あの種の問題が起れば、単なるその係官でなくして、政治的にその各省庁が道義的な責任をいふんですか、全般的な責任といふか、さうしたものに上つてわれわれも追及する、こういうことになる。で、この法案を裏返して考えますと、逆に末端までいひますか、責任があるようになって、なかなかよく改正されていくように見えながら、実はどうも、とかく末端だけの責任で、上部に責任が及ばなくなるという

においさをするのです。だから、今の説明を聞いておりましたも、さて麻袋事件の責任はその法律によれば何人が負うか、軍服事件のあつた必要以上、物品を購入した事実があつた場合に、その責任は一体何人が負うかといふことについては、私はどうも明確でないように思ひますが、いかがですか。

○政府委員(宮川新一郎君) 御指摘の点でございますが、政治的な責任と申しますか、道義的な責任と申しますか、これにつきましては、先般の防衛庁の被服問題につきましては、これは私は一番上までやはり責任を負うべきものじゃないかと、この点はこの法律を作りましたからといつて動くべきものではないと考へます。ただ上から下までたゞさんの人がおられて、だれが適正に作られるかどうかというものが適正に作られるかどうかというものと、さらにその法律問題を離れまして、實際問題といつたしまして、需給の見積りなり供用計画といふものが適正に作られるようにいたさねばならぬと考へております。

○天田勝正君 さらに端的に伺ひます。が、かつて昭和二十四年に、いわゆる空襲被服事件といふのが起きました。私も本院でこの問題を取り上げたことがございまして、当時の金にいたしまして五十四億七千万円と記憶いたしておりましたが、あの膨大な被服需給特別会計で、その赤字が発生いたしまして、その原因がいろいろと述べられ、そのうちで、私、今でも記憶に残り、かつ不審にたえないのは、こういう項目が

あった。それは、保管中にして水害、火災、盗難等によらざる亡失というものがあつた。保管中というのですから、当然に常識からしても、そうした盗難とかあるいは水害、火災、こうしたものが社会通念上の要するに保管でなければならぬ。しかるに水害でもなければ、盗まれたんでもない、火災にあつたんでもない、天然自然に、天から雨が降るがごとく自然になつてしまつたといふことが膨大な数に上つてしまつて、ついに積算すれば五十四億七千万円の損害が出たと、こういうわけだ。実に驚くべきことなんですよ。さて、この法律ができたことによつて、さういふ全く常識を越えたような損害はどの点で防げるか、あるいはまたさういふことが起きた場合の責任は何人が負うのか、もう一べんこれをお伺いします。

○政府委員(宮川新一郎君) 天田先生の言われました薪炭特別会計の事情は、私つまびらかにいたしておらぬわけですが、さういふふうに保管の状況が悪く、何かわけもわからぬうちに物品がなくなつてしまつたということが起りますれば、その責任を明らかにいたしまして、故意または重大な過失があり、国に損害を与えたことは明らかでございますので、さういふ場合は物品保管の責任に任ずる出納官が弁償責任を負うことに相なるわけでありまして、

○天田勝正君 会計検査院の事務総局の次長も見えておるようですが、今、私が質問いたしました点につきまして、この法案ができればさうした批難事項が絶無というか、ほとんど防ぎ得

ると、さういふ見解をお持ちでございますか。

○説明員(小峰保栄君) お答えいたします。物品管理法ができてから、今までは会計検査院で年々批難しておりました。物品に関する不当な事項を絶滅できるか、さういふ御質問であります。従来御承知のように、明治二十二年の物品会計規則という古いしかも不完全な規則しか物品会計についてはなかつたのであります。現金につきましてはだんだんと整備されてきてはいるのでありますが、物品については非常に不整備な状態で現在まで行っているわけでありまして、今度物品管理法ができてから、これが相当に整備されるという段階になつたわけでありまして、先ほど来いろいろ御質問が出ておりますが、供用計画というふうなもの、今度は、はつきりといふようなもの、各省各庁の長の責任において作ることにするわけでありまして、先ほどお示しがありました防衛庁の軍服の問題なども供用計画といふものに關連して行くわけでありまして、従来はその点の規律が何らなかつたのに、今度はこの点もしっかり規律した上で、供用計画通りの調子かどうか、また事情の変更によつて一たんきめまされた供用計画を変更しなければいかぬというふうな点を確かめた上で私どもの方としても検討ができて、それから物品の管理に当りまして一応の規制がされるわけでありまして、今度の法律ができてからによりまして、従来相当ルーズに流れておりました物品の経路といふものが引き締まってくるというところは、これはもうはつきりと申し上げられると思つております。

○天田勝正君 さらに端的に聞きますが、さつき例をあげました薪炭供給特別会計の赤字、あつた問題の場合には、今日の現行法による物品会計規則、及び現行の会計法、国有財産法、さういふ三つの法律規則によつては、さういふあつた損害の発生を防止することはできない、さういふことになりませんか。

○説明員(小峰保栄君) 現在までございます物品管理法の責任というふうな点は、今お示しがありましたような会計法なり、あるいは先ほど私が申し上げた物品会計規則、さういふもので規制されているわけでございますが、この規定では、あの当時の薪炭の非常に乱れた結果があとになつてわかつたのであります。これを對しては個人個人の物品の会計管理の弁償責任を追及するといふことは實際はできなかったものであります。会計検査院としてもいたしておりません。今度は階段を分けまして、まず第一に物品管理法、これは命令系統の職員であります。それから實際に出納いたしました物品出納官、これが従来の物品会計管理に相當するわけでございます。それから使用者、物品出納官から払い出しを受けて供用をしていく實際の使用の第一段階に當る職員、それがそれぞれの職分に當りまして責任を負うことになるわけでありまして、薪炭などもかりに供用計画が悪くてございまして、相當に責任を追及できた面もあつたかと思つておりますが、現在の法制ではそれができなかった、さういふことになつておるわけでありまして、

○天田勝正君 それでは検査院及び大蔵省両方にお伺いいたしますが、先に私が三つの例をあげました。そこで、薪炭供給特別会計にいたしても、軍服の問題にいたしても、また麻袋事件等の問題にいたしても、現行の三つの法律規則によつては何人も責任者と定めることはできない、単に道義的に各省庁の長はそれは責任を追及することはできるけれども、これは道義的であつて、法律的にいわゆる罪をきせるといふふうなことはできない、さういふことではどうか。さういふのは、薪炭供給特別会計のあの不思議な事件ですら責任者が一人も出たといふことを聞きます。さういふと、明治以来今日まで全くそれは当該官吏の道義にだけゆだねたものであつて、さういふ損害が起つて、損害は国の損害として、それが国民の税金に転嫁されるというだけ、別段……もちろん官吏ですら責任と負つたといつて規定だけであつて、實際はさういふ膨大な損害を事實において埋めるといふことは不可能でありまして埋めるといふことは国民の順法精神を振起する上からいたしまして、さういふ罪をきせるべきものはきせる、さういふところに私は疑義があるところですが、さういふことは今までのところでは法律的に何人が責任をとるというところはきつていなかった、さういふことではどうか。

○政府委員(宮川新一郎君) 従来物品会計規則によりまして、先ほど補足説明の際に申し上げましたように、物品出納管理官が責任をとられておつたわけですね。その他は一般的な公務員法、あるいは前でも一般的に官吏服務規律によりまして、一般の責任を負わされて、責任者は懲戒処分を受けて、場合によりましては裁判において

刑事上の責任をとられておつたわけでありまして、今回はその点は国家公務員として、一般の服務規律に従ひ、所要の懲戒処分を受けるもののは、この法律によりまして、従来対象となつておりました出納官だけでなく、管理官並びに供用官にも責任を負わさせて、特に弁償責任をこれらの者に及ぼした、さういふ次第でございます。

○天田勝正君 どうも苦しい答弁ですね、これは私が端的に聞いたものは、たとえその薪炭供給特別会計の場合には、もう過去のことですから、その跡始末がどうなつておるかといふことは答弁ができるはずなんです。ところがその後、私はさういふ見守つておりましたけれども、どこにも責任者は出てこないんですよ、それが懲戒されまじか、懲戒なんかがされておらぬですよ、現実にはその最高責任者は参議院議員になつておるんですから……これは懲戒なんかが何人もされておらぬんですよ。そこで實際にいろいろ規則を作つても、道義心を持たなければ、それは何もできないというふうになるんですよ。しかし道義心を持たない者であつたら、国民の順法精神を振起する意味において、やはりやめろということになければ私は意味がないと思つて、私が見ても、説明を聞いても、今度の法案は確かに従来よりも一歩前進したといふことは、これは認めておるんですよ。認めておるが、どうもそれだけでは足らぬような気がするし、従つてさうにこの修正をして、もっと完全なものにしなければならぬような気がするから、まあ御質問申し上げておるわけであつて、それであつて、麻袋事件である

とか、現に進行中ですが、軍服事件といふものは、あらためて批難事項になるかならぬか、また会計検査院の方でおやりになるでしょうか。けれどもまあ、いふことが起きて、今度は何か物品管理といふものを新しく設けたり、あるいは供用官を設けたら、そこが責任をとるというけれども、どうもこれも従来の例と同じくで、そのときだけちょっと懲戒してよそへ回す、転任というやうなことがあつたつて、どうもそれは二年もたてばちゃんともへ、同じく学校を卒業したんだから、そこで歩調を合せて少し速度を早く行つてしまふだけで、何にも実際に懲戒といふものは実質をあげておらないのですよ。今度はそういう場合には一度懲戒、また降等といふ場合がありますが、昔の軍隊では降等といふのがあつたが、ああいうことをすれば、やはり今度は逆に駆け足で元の位置へ復するのみか、他の者が昇進した同じところまで上るというやうなことを防げますか、どうなんでしょう。

○政府委員(宮川新一郎君) はなはだ儲越なことを申し上げるようでございますが、会計検査院におきましていふんなら不正あるいは不当事件として報告されておるやうな事件の絶滅を期しますために、この法律だけで万全であるとは考えません。やはり何と申しまして、その衝に当ります公務員の順法精神あるいは服務体制と申しますか、綱紀の粛制といふものが肝要でございます。それがまず第一ではないかと考えます。しかしながら従来物品管理につきまして、物品管理あるいは出納の衝に当る人がどういふやうにやらなければならぬかといふことにつきまして、具体的な明確な基準

といふものがなかったことが不当事項を多くしておつた原因じゃないかと考へるのであります。この点、先生の方のお認め願ひいたしましたように、この法律を作ることによりまして相当前進になるんじゃないか、かように考えておる次第でございます。

○天田勝正君 実例の問題について私またさらにお聞きしたいと思ひますので、もう少し当局側も準備をしてきていただくかと思ひます。

それで質問は次に移ります。この管理の機関の問題でございますが、これに物品出納官、供用官、こういうものを新しく設けますが、この総括は大蔵省の管財局でございになるのですか、及びその実地監査、これはどこの機関でございする組織でございするのですか。

○政府委員(宮川新一郎君) 御承知のように、国有財産につきましては総括権限の事務は管財局でいたしておりますが、物品管理につきましては、国有財産以上予算との関係が非常に直結いたしております。予算の変形したものが物品になるわけでございしますので、その適正な使用をはかり、各省各庁間の調整をはかる事務は、大蔵省内部におきましては主計局において取扱うことが目下のところ適当じゃないかと考へておりました。その事務は大蔵省主計局において取扱うことを予定いたしております。なお実地監査につきましては、各省各庁それぞれの所管のものにつきましては各省各庁が行うことになるわけでございしますが、所要に應じまして、総括大臣たる大蔵大臣の命を受けまして大蔵省におきまして実地監査を適当に行なつていきたい、かよ

うに考へております。

○天田勝正君 この重要な物品については国会に報告するといふことがございしたことが、この重要、非重要な区分を、どこでどういふものさしで決定するんでございしょうか。

○政府委員(宮川新一郎君) 具体的に政令で規定したいと思ひて考へておりますが、先ほど御説明いたしましたように、重要なものといひましたのは、機械器具、それから常時ストックがどれくらいあるかといふことを見まして、特に予算の執行上物品の使用上よく脱んでおく必要があると思われまふやうな、多量に購入することを必要とするやうな物品等を考へております。

○天田勝正君 この物品の管理の問題について関連して聞いておりますが、国有財産のうちで、私は、不法占拠等によつて、国の財産、すなわち國民の財産と言つてよろしいと思ひますが、それが一個人の気ままに使われておるという事例がかなりある、この國會の回りでも私は承知しております。そこで、そういうものを防ぐのはどこの機関か、そしてそれらはみな職務に勉勵しさえすればわかるやうな事務であるのですか。一体そういう管理といひますか、そういうのは規則でなくとも、他にそうしたものといひますか、不法占拠的なやり方を防止するといふ方法、機関、組織、どうしたものかと思ひます。

これらもちょっと抽象的に申し上げましたけれども、一つ例を引いて申し上げます。昭和十七年のことだと記憶しておりますけれども、参議院會館の敷地といひますか、その隣接といふか、あれだけ昔の陸軍省當時の電信の塔が立つておつたですね、あれが一個人が勝手に解体して売り払つちやつた。それを二つも解体する間、何人も気がつかないといふ事実がある、これは刑事問題になりなしたけれども、あれだつて国有財産には間違いないし、かなり高価なものであります。もしあの塔を一つ建てるとすれば、それは膨大な費用です。そういうものはどこで管理しているのやら、二カ月もかかつてあれを解体したのですからね、私など當時落選中でありましたけれども、不思議なことをするなと思つておりました。ああいう管理は一体どういふ組織、どういふ機構、誰の責任で見守つておるのですか。

○政府委員(宮川新一郎君) 私の所管でございせんので、あるいは的確な御答弁にならんかもしれませんが、御承知のように、国有財産は、行政の目的に借してあります行政財産と、まあ一般に売り払ひまして収益を上げることを目的としたしております普通財産でございしますが、行政財産につきましては、その所管の各省各庁の長が管理の責任に任じ、普通財産につきましては大蔵大臣が管理の責任に任じております。その管理の責任に對しまして適正でなかつた場合に、これに對して所要の罰則と申しますか、責任を負ふやうな規定が、ただいまのところ国有財産法にはなかつたかと思ひます。これにつきましては、将来管理の適正を期しますために、国有財産法改正等のことになつては、これは所管の局長に伝達いたしましたし検討を加えてゆくようにいたしたいと思ひます。

○天田勝正君 私が今のような質問を申し上げるのは、今回のこの管理法も

従来より一歩前進しておる。そこでこの管理法と会計法、国有財産法、この三つによつて國の財産といふものはもう完璧に守られる、國の財産を守るということは、要するに國民の租税負担を別な面で軽減をするといふ大きな役割があるのではありませんか、そういう見地に立つて私が今の質問をしていふといふことを御了解願ひたい。そこで答弁の便宜上、もう二つばかりの例をあげておきますから、次の機会までにお答えを賜りたい。

それは、すぐこのまわりと言いますと、やはり同じく参議院會館の隣に速記者養成所がございまして、あの養成所の前の電車通りを沿うたところは、私は明らかに国有財産だと思ひます。今でもそうだろうと思ひます。払い下げたといふことを聞いております。従つて舗道に沿うて今でも旧陸軍省のれんがべいがまだ若干残つております。はつきりこれは國の所有物である、もしくはあつたに間違いない。そこへ何人の許可、何人の了解が知らんけれども、民家ができてしまつた。こういう事実がでると、すぐ日本人のお涙ちょうだい式の感傷論からすると、追ひ立てるのはかわいそうだと、どうなる。ところが私は、かような感情論と、國民のものを守るということとは、おのずから別個に考へなければいけない。ああいうことが事実として懸念されてしまふ。もう一つ例をあげますと、私どもの現在おります参議院の清水谷宿舎といふのが、これといわゆる屋ぐらゐの土地がございします。これに全部人が家を建てておる。これは實に國有の土地なんです。参議院宿舎を

建てるときに、あそこまで下げて建てたら、それだけ用地を少く購入するか、あるいは広く構内がとれるか、いずれにしても国の利益であったことは間違いない。今、現在でも、この間のものは、ただ一個人とは言わない、数人か十人かの不法占拠によって国の財産がじゅうりんされている、こういう状態だと私は思います。いつ払い下げたというのを聞かない。だから私たちがちょっと見て、このまわりと言っても、すぐそういうふうな例をあげることはたくさんあるですね。そういう一体管理を、この国有財産法なり会計法なりあるいは今回のこの管理法なりによって、さようなことが起らないように、これはさっき言った抽象的な例といふのじゃなくて、はっきり眼につくものですか、こういうことを私はお調べを願いたい。こういうことは国有財産の報告等が来ますけれども、こんなところまではどこにも出ていない、私の見るところでは。そういうことを次の答弁の便宜上申し上げておきます。

あと、ごまかいことを聞きますがね、この「供用の必要がなくなった物品等は、すみやかに物品管理官に報告して、その命令により、これを返納する。」こういうことになっております。文字としてはきわめて適切にできているように見えながら、実は扱い上としては、まことに不便な、状態が起きるのではないか。かりに農林省の建物の中にあるものなら、これはきわめてスムーズに済むでしょうが、農林省の機関が地方にもある。それをどこへ返納するのか、これはもう各省とも起る問題だと思いますが、そういうときの処

置はおそらく政令にゆだねるのでしょうが、どういうことを考えておりますか。

○政府委員(宮川新一郎君) 各省各庁に置かれます物品出納官に返納することになりまして、御指摘の事務処理上摩擦を生じないように、適正な物品出納官を任命するように持って参りたいと考えております。

○委員長(岡崎眞一君) ほかに御質疑がなければ、本日の質疑は一応この程度でとどめます。ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(岡崎眞一君) 速記をつけて。本日はこれをもって散会いたします。

午後零時三十五分散会